

印刷インキに関する自主規制 (NL規制)



印刷インキ工業連合会

平成21年12月3日

印刷インキ工業連合会

印刷インキ工業連合会 (1952年～)

技術委員会の活動

「印刷インキに関する法令知識」の発行

1. 食品衛生専門委員会

印刷インキに使用される化学品の自主規制(NL規制)の見直し管理

2. 環境専門委員会

印刷インキ生産における環境負荷物質の業界調査と報告
「植物油インキ」マークの運用管理

3. 製品安全専門委員会

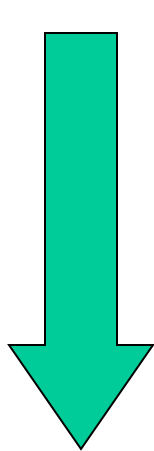
MSDSの作成・配付やGHSラベルの指導
各種法規制への適切な対応指導

印刷インキに関する自主規制(NL規制)とは

- 1973年(昭和48年)に食品包装材料用印刷インキに対して食品包材の安全性を高めるために、業界の自主規制として制定
- 規制対象となる化学品は、当初60種
その後見直され対象化学品を追加し130種に増加
- 規制対象を食品包装材料用印刷インキから、インキ全体に拡大(生産・使用される人への安全性を高める観点)
- 2006年(平成18年)に新たなNL規制を制定
規制対象となった化学品は約530物質・類に拡張
- 印刷インキ工業連合会の会員会社は規制物質の使用削減に取り組んでいる

1. 新規制定の理由

- 現行「食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（改訂第3版）」が実施されて5年経過。
- 「NL規制準拠マーク」を2002年に制定し、食品包装材料用以外の印刷インキへ適用の拡大。



- ①国内外の法規制の強化、改正
- ②環境対応への社会的関心の高まり
- ③新規有害性情報の提供、増加
- ④グローバル規制の強化

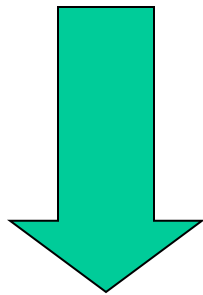
- 用途限定である現行の改訂ではなく、抜本的な新NL規制の制定が必要。2004年4月検討開始。

2. 新NL規制のポイント

- 1) 対象範囲：食品包装材料用印刷インキ
⇒印刷インキ全般に拡大
- 2) 使用禁止物質選定基準の抜本的な見直し
- 3) NL規制対象物質リストの充実
 - 国内外法令、条約別にNL規制対象物質を掲載
 - 関係政令、省令記載
 - 使用禁止物質130物質⇒500強物質・群
 - CAS No.記載
 - 別名記載
 - 旧NL対象物質全てを網羅

3. 新NL規制の制定

『食品包装材料用印刷インキ
に関する自主規制』(改訂第3版)



1999年(平成11年)4月

『印刷インキに関する自主規制』

2006年(平成18年)05月制定

2006年(平成18年)11月実施

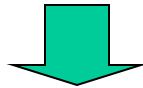
4. 『新NL規制』の目次

- 第1章 印刷インキに関する自主規制
- 第2章 食品衛生法と印刷インキ
- 第3章 関連業界の自主規制
- 第4章 グリーン調達との関係
- 第5章 海外の規制
- 表-1 NL規制対象物質リスト
- 表-2 NL規制対象物質有害性データ

5. 趣旨(第1章1.1)

「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」 の目的

- ・人に対する安全と健康に配慮
- ・地球環境の保全に配慮



- ・より安全な印刷インキを提供

印刷インキの原材料として、使用されることが好ましくないと判断される物質を選定し、使用を禁止する。

6. 適用範囲(1.2)

- 会員会社が生産・販売する印刷インキ、およびその関連製品に適用する。

7. 用語の意味(1.3)

- 印刷インキおよびその関連製品：
印刷インキ、ワニス、アンカー剤、コーティング剤、希釈溶剤、印刷インキ用助剤(補助剤等)
- 印刷インキ用助剤：印刷時に添加される助剤
- 使用禁止物質：適用製品に意図的に使用することを禁止した物質
- 意図的使用：処方構成成分として配合すること

8. NL規制対象物質の選定基準(1.4)

国内外の法令、化学物質の有害性情報をもとに規制物質の選定基準を設け、その基準に基づいて使用禁止化学物質を選定。

- ・ **選定基準 1** : 化審法、安衛法等法令が規定する物質、および発がん性物質。
- ・ **選定基準 2** : 海外法令、安衛法等が規定する物質、および有害化学物質の中から規制物質を選定。
- ・ **選定基準 3** : 選定基準1、2のいずれにも該当しないが、印刷インキの原材料として使用が好ましくないと工業連合会が判断した物質。

9. 選定基準 1

下記法令が規定する物質及び発がん性物質
を使用禁止物質とする。

(1) 化審法

(2) 安衛法

(3) 安衛法 特化則

(4) 安衛法 有機則

(5) 安衛法 鉛則

(6) 毒物及び劇物取締法

(7) 発がん性物質: IARC、EU、産衛学会

(8) その他の法令

(1) 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

・ **第一種特定化学物質**：PCB等 11物質

難分解性、高蓄積性、長期毒性を有する
化学物質

⇒ 製造、輸入の許可、使用の制限等

・ **第二種特定化学物質**：トリクレン等 23物質

蓄積性は有さないが、

難分解性、長期毒性を有する 化学物質

⇒ 製造、輸入の予定、及び実績数量
の把握、環境汚染防止の技術上の

指針公表

(2) 安衛法 (労働安全衛生法) : 製造禁止物質 (10物質)

(3) 安衛法 特化則 (特定化学物質障害予防規則)

労働者の中毒及び健康障害を予防するため。

○特定化学物質 第1類物質 : 製造許可物質

- ・発がん性が確認または懸念されるもの
- ・化学構造が類似している物質

○特定化学物質 第2類物質 (特別管理物質)

・作業環境濃度を一定以下に抑制し、慢性的健康障害の予防が必要。

・特に発がん性の恐れのある物質を特別管理物質として厳しく規制。

(4) 安衛法 有機則 (有機溶剤中毒予防規則)

有機則に該当する有機溶剤は54種類、
毒性により第1種、第2種、第3種有機溶剤に区分。

・第1種有機溶剤:

クロロホルム、トリクロルエチレン等7種類

(5) 安衛法 鉛則 (鉛中毒予防規則)

・鉛化合物: 労働省告示で定められている
13物質。

(6) 毒物及び劇物取締法

・毒物

(7) 発がん性物質

① 3機関のいずれかが「人に対して発がん性がある」の評価に分類している物質

- ・IARC(国際がん研究機関): グループ1
- ・EU(欧州連合) : カテゴリー1
- ・日本産業衛生学会 : 第1群

② 3機関のうち2つ以上の機関が「人に対して発がん性の疑いが高い」の評価に分類している物質

- ・IARC: グループ2A ・EU: カテゴリー2
- ・日本産業衛生学会: 第2群A

(8)その他の法令

- 1) オゾン層保護法 : 特定物質 (オゾン層破壊物質)**
- 2) ダイオキシン法 : ダイオキシン類**
- 3) 化学兵器禁止法 : 毒性物質**
- 4) スtockホルム条約 (POPs条約) :**
残留性有機汚染物質
- 5) ロッテルダム条約 (PIC条約) :**
PIC条約対象物質
- 6) 放射線障害防止法 : 放射性物質**

10. 選定基準2

下記法令が規定する物質及び有害化学物質の中から規制物質を選定し、使用禁止物質とする。

(1) 海外の法令

1) 危険物質指令(EU)及び修正

- ・生殖毒性物質(R60、R61)・感作性物質(R42、R43)

2) 上市と使用の制限に関する指令(EU)及び修正

3) RoHS指令、WEEE指令

- ・特定重金属(Cd, Cr⁺⁶, Pb, Hg)及びその化合物
- ・PBB類、PBDE類

4) ドイツ日用品規則：特定アゾ色素

5) 包装・包装廃棄物指令(EU)、米国包装材重金属規制、ELV指令及び修正(EU)

(2) 安衛法

- ・変異原性が認められた化学物質

(3) 安衛法 特化則

- ・第2類物質（特別管理物質を除く）

(4) 安衛法 作業環境評価基準

- ・管理濃度 5ppm以下の物質

(5) 作業環境許容濃度

- ・許容濃度（日本産業衛生学会）5ppm以下の物質
- ・許容濃度（TLV-TWA）（ACGIH 米国産業衛生専門家会議）
5ppm以下の物質

(6) 発がん性物質

いずれかの機関が下記評価に分類している物質

- IARC (国際がん研究機関) : グループ2A、2B
- EU (欧州連合) : カテゴリー2
- 日本産業衛生学会 : 第2群A、B

(7) 急性毒性物質 : 次の基準に該当する物質

- 経口LD₅₀ : 300mg/kg以下
- 経皮LD₅₀ : 100mg/kg以下
- 吸入LC₅₀ (ガス) : 500ppm(4hr)以下
(蒸気) : 2.0mg/l(4hr)以下
(ダスト) : 0.5mg/l(4hr)以下

11. 選定基準3

選定基準1、2に該当しないが、印刷インキの原材料としての使用が好ましくないと当工業連合会が判断した物質を使用禁止物質とする。

12. 対象物質リストと有害性データ

◎選定基準1～3で選定された規制物質一覧

⇒[表－1 NL規制対象物質リスト]

◎選定基準2(2)～(7)および選定基準3の物質

⇒[表－2 NL規制対象物質有害性データ]

13. 補足資料

- 関連法規の略称及び正式名称⇒備考1
- 発がん物質の分類⇒備考2
 - IARC分類: グループ1、2A、2B、3、4
 - EU分類 : カテゴリー1、2、3
 - 日本産業衛生学会分類: 第1群、2群A、2群B
- リスク警句 (EU-Rフレーズ) ⇒備考3
 - 生殖毒性: R60(受胎能力を害する恐れ)
R61(胎児に有害である恐れ)
 - 感作性 : R42(吸入すると感作を引き起こす恐れ)
R43(皮膚と接触すると感作を引き起こす恐れ)

14. 制定および実施(1.5)

- 印刷インキに関する自主規制(NL規制)
 - 制定:2006年05月01日
 - 実施:2006年11月01日

- 食品包装材料用印刷インキに関する自主規制
(旧NL規制)
 - 制定/実施:1973年04月01日/10月01日
 - 第一次改訂/実施、第二次改訂/実施
 - 第三次 改訂:1999年04月30日
実施:1999年08月01日
失効:2006年11月01日

15. 実施要綱(1.6)

- このNL規制に基づいて製造された
製品への表示

- ・NL規制準拠マーク(NLマーク)の使用



印刷インキ工業連合会

2002年12月制定

- ・「この製品は、印刷インキ工業連合会による印刷インキに関する自主規制(NL規制)に基づいて製造されたものである。」を表示

16. NL規制の遵守責任(1.6.4)

- 会員会社は
各々の良識に基づいて
この自主規制を遵守しなければならない。
- このNL規制準拠品に問題が生じた場合
当該会員会社は自社の責任において
対処するものとする。

17. NL規制の改訂(1.6.5)

- このNL規制は
 - 法令が改定された場合
 - 新たに有害性あるいは安全性が確認された場合
等必要に応じて改訂する。

(改訂の各段階では、会員企業での対象化学品の使用状況を把握、原料代替の可能性と猶予を勘案)